

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業

自然再生全体構想

平成 17 年 11 月 27 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想

目 次

はじめに

- 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について
- 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について
- 自然再生の基本的な考え方

第1章 自然再生の対象となる区域

- 第1節 自然再生の対象となる区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

- 第1節 自然再生目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第2節 自然再生事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担

- 第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱・・・・・・・・ 4
- 第2節 協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第3節 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 その他自然再生事業の実施に必要な事項

- 第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での自然再生事業の進め方・・・・・・・・ 12

はじめに

●霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について

霞ヶ浦では、1960年代までの湖岸浅所での大規模干拓や、1970年代以降の湖岸の整備・水位管理、流域の開発などによって、地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も大きく損なわれてきた。かつて、湿地や植生帯など多様な自然が連続していた湾奥部でも、湖岸堤の築造等が進んで自然は損なわれ、人と湖との関係も変化した。

こうした経緯を踏まえ、私たちは、多様な主体の参加や環境学習などでの活用が期待できる湖岸として、市街地に隣接する田村・沖宿・戸崎地区を選び、自然再生推進法（平成14年12月11日法律第148号）に基づき湖岸環境の再生を図ることとした。

自然再生事業の推進にあたっては、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想（以下「全体構想」という）の作成から、事業の実施、維持管理に至るまで、地域住民、NPO等自然再生事業に関する活動に参加しようとする者及び関係機関等との協議・連絡調整など幅広い意見交換や協働による連携が必要となる。

このことから、自然再生推進法第八条の規定により、当該地区の自然再生事業について協議する「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」（以下「当協議会」という）を平成16年10月31日に設立した。

●霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について

全体構想は、当協議会が法に基づき、「対象となる区域」、「目標と事業の概要」、「協議会の組織及び役割分担」及び「その他事業の実施に必要な事項」を定めた。

自然再生の全体目標は、『この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役に立つこと、人と自然が共生していくことを願って「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る」とし、個別目標は、「湖岸環境の保全・再生」、「湖岸景観の再生」及び「人と湖のつながりの再生」とした。

この全体構想に基づく事業は、当協議会の委員が実施者となり実施するものである。実施にあたっては、実施者が実施計画書を作成し、当協議会で協議することとなる。

●自然再生の基本的な考え方

自然再生に取り組む上での基本的な考え方は、自然再生推進法で定められている「自然再生基本方針」によるものとする。当該地区で事業を進めるにあたっては、特に以下の4つの観点に留意して事業を推進するものとする。

①地域の多様な主体の参加と連携

どのような自然再生を目指すのかという自然再生の目標や、その手法については、地域の自主性・主体性が尊重されるべきものである。そこで、本自然再生事業においては、地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むものとする。

②科学的知見に基づく実施

地域における自然環境の特性や生態系に関する情報を活用し、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生目標や目標達成に必要な方法を定めるものとする。

③順応的な方法による自然再生

自然再生事業の実施においては、自然環境に関する十分な調査を事前に行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該事業に反映させる順応的な方法により実施する。

④自然環境学習の推進

自然再生を進めるためには、一人一人の取り組みが重要であり、各々が環境を大切にする意識を持つことが重要である。さらに、協議会委員、地域住民のみならず多くの人たちが、地域の自然環境や産業・生活への理解をいっそう深めていく必要がある。これらの学習の場として、本事業地が、十分に活用されるように配慮する。

第1章 自然再生の対象となる区域

第1節 自然再生の対象となる区域

自然再生全体構想が対象とする自然再生の対象となる区域は、下図に示す赤線の範囲、霞ヶ浦（西浦）中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間（概ね西浦中岸6.0km～9.5kmの区間）の湖岸域とする。この区域を田村・沖宿・戸崎自然再生地（以下「自然再生地」という）と称する。

自然再生地の陸側の区域は、堤脚水路を含む区域とする。沖側は概ね湖岸から100m程度を対象区域とする。

なお、樋門、樋管、漁港が存在する箇所については、現況の利用を妨げない範囲で事業を実施する。



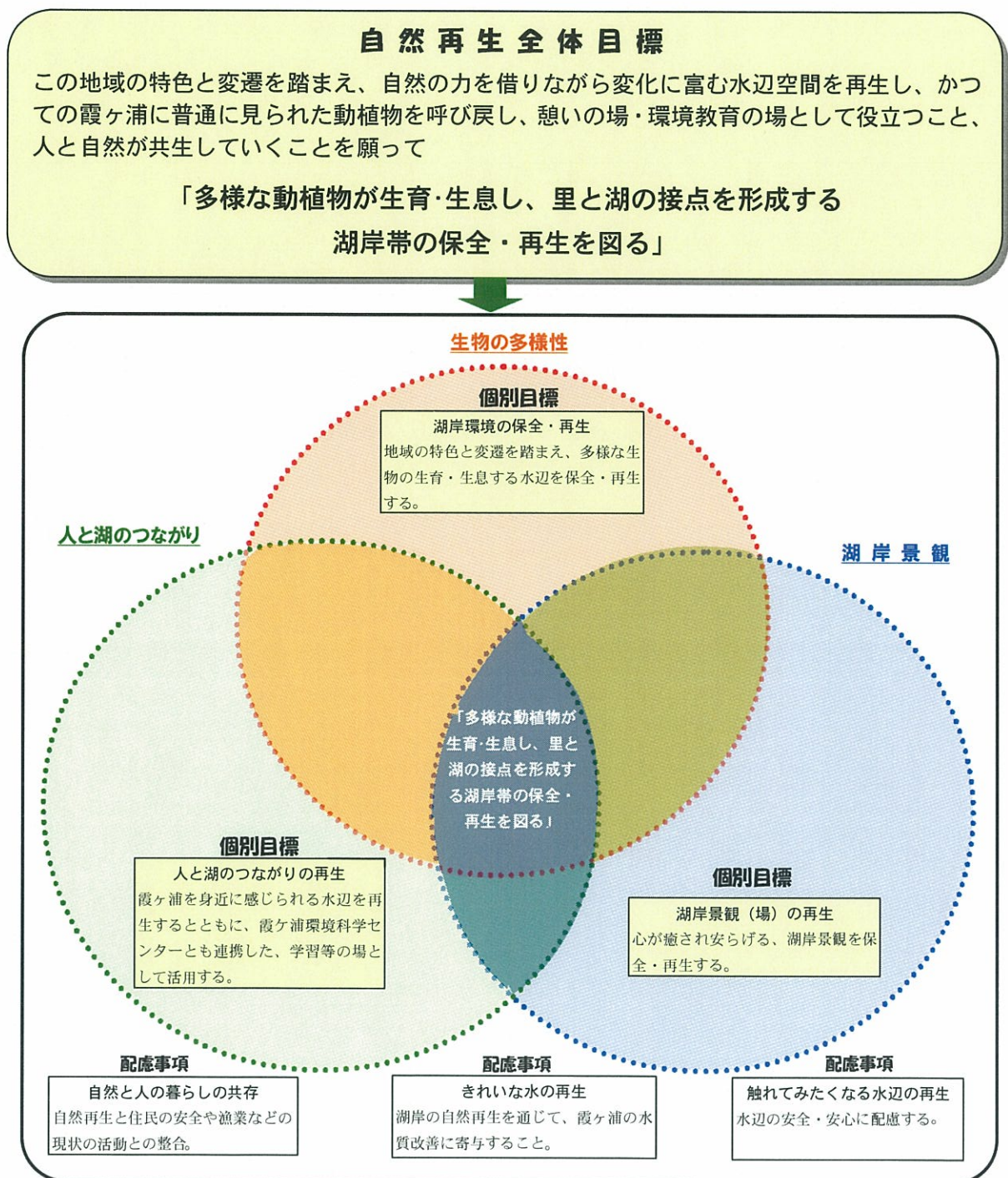
自然再生の対象となる区域

第2章 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

第1節 自然再生目標

田村・沖宿・戸崎地区の自然再生における自然再生目標は、対象地の現況を踏まえた上で、全ての協議会委員が共有出来る自然再生地の「目指すべき姿」を表現するものとした。

本協議会では、各委員が抱く自然再生目標を出し合って、協議を重ねた結果、『生物の多様性』『人と湖のつながり』『湖岸景観』の3つの観点から「自然再生全体目標」及びそれを実現するための「個別目標」を設定し、自然再生の実現に取り組んでいくものとした。さらに、事業の実施に際して、常に念頭に置くべき事項を3つの「配慮事項」として整理した。



田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標

第2節 自然再生事業の概要

自然再生事業の概要には、自然再生全体目標の柱をなす3つの個別目標を達成するための施策を事業内容と記すこととし、具体の施策については自然再生実施計画書で明記することとした。

自然再生全体目標

この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って

「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する
湖岸帯の保全・再生を図る」

■自然再生事業の概要

個別目標

湖岸環境の保全・再生

地域の特色と変遷を踏まえ、多様な生物の生育・生息する水辺を保全・再生する。

人と湖のつながりの再生

霞ヶ浦を身近に感じられる水辺を再生するとともに、霞ヶ浦環境科学センターとも連携した、学習等の場として活用する。

湖岸景観（場）の再生

心が癒され安らげる、湖岸景観を保全・再生する。

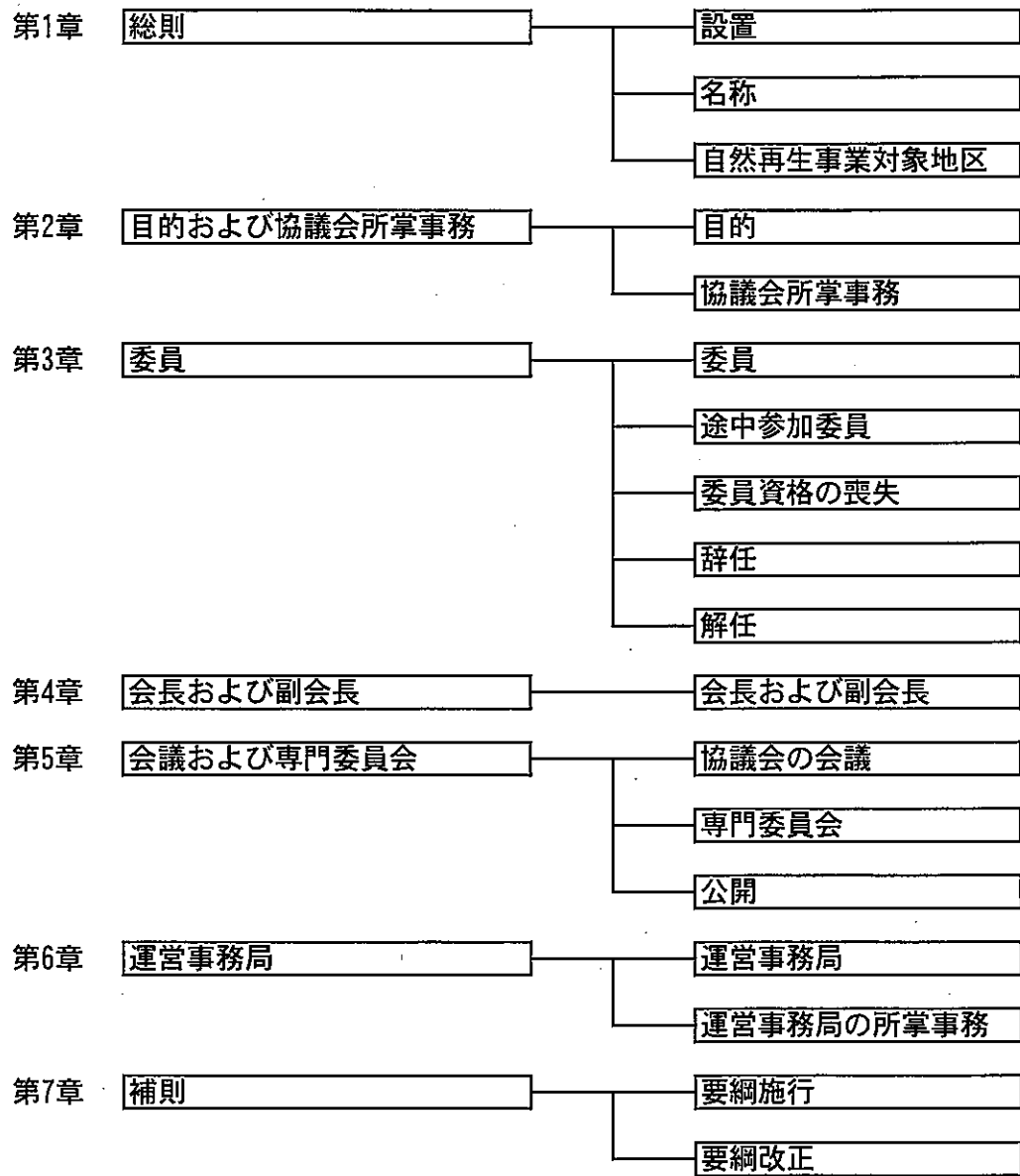
達成するための施策

※具体の施策内容は、自然再生実施計画書で明記する。

第3章 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担

第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱



霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 設置要綱

第1章 総則

(設置)

第1条 霞ヶ浦(西浦)中岸の湖岸域に係る自然環境の再生を図るため、自然再生推進法(平成14年法律第148号)第8条に基づく自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 設置する自然再生協議会の名称は、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会(以下「協議会」という)とする。

(自然再生事業対象区域)

第3条 協議会が対象とする自然再生事業対象区域は、霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間(概ね西浦中岸6.0km～9.5kmの区間)の湖岸域とする。

2 前項に掲げる区域を田村・沖宿・戸崎自然再生地(以下「自然再生地」という)と称する。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 協議会は、自然再生地における自然再生事業(以下「自然再生事業」という)の実施にあたり、その構想を作成し、自然再生事業に関する実施計画の案について協議し、及び自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次の事務を行う。

- (1) 自然再生地に係る自然再生全体構想を作成すること。
- (2) 自然再生地に係る自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- (3) 自然再生地における維持管理及び改良を含む自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次の各項について選出される委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業に参加しようとする茨城県に在住若しくは在勤する個人、又は茨城県内に活動の根拠を置く法人若しくは団体の代表者
- (2) 自然再生地に係る土地所有者等であって、自然再生事業に参加しようとする者
- (3) 自然再生地を含む霞ヶ浦の自然環境に関して専門的知識を有する者
- (4) 自然再生地を行政範囲に含む茨城県、土浦市及びかすみがうら市の職員

- (5) 自然再生地の管理に携わる国土交通省及び独立行政法人水資源機構の職員
- 2 前項第1号に係る委員の選出は公募による。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、協議会の設立時に委員であった者の任期については、この要綱を定める日から平成18年3月31日までとする。

(途中参加委員)

- 第7条 協議会には、前条による委員のほか、途中参加委員を加えることができる。途中参加委員の任期は第6条に定める委員の残任期間に同じとする。
- 2 協議会の委員から推薦された者は、第12条に定める協議会の会議における合意を経て途中参加委員となることができる。
 - 3 その他途中参加委員となることを希望する者は、第15条に定める運営事務局に対しその意思表示を行い、第12条に定める協議会の会議における合意を経て、途中参加委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡若しくは失踪の宣告、又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、やむを得なき事由ある場合は、辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に連絡しなければならない。

(解任)

- 第10条 協議会の名誉を傷つけ、又は協議会の目的、自然再生推進法若しくは同法第7条に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合には、協議会は、第12条に規定する協議会の会議における出席委員の過半数の賛同を経て委員を解任することができる。
- 2 解任の決定を諮るに先立ち、解任されようとする者には、協議会の会議において弁明の機会が与えられなければならない。

第4章 会長及び副会長

(会長及び副会長)

- 第11条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長の選出は委員の互選による。
 - 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は職務を代行する。

第5章 会議及び専門委員会

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 議長は、会議の進行に際して専門的知識を有する者の意見を徴することが妥当と認める場合又は委員から専門的知識を有する者からの意見聴取の発議があり、かつ会議における合意を得た場合には、専門委員会を設置し、会議のほかに専門的協議を行うよう要請することができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会の委員は協議会の委員のうちから選任する。

- 2 議長は専門委員会の委員長1名を指名する。委員長は専門委員会を統轄するとともに、副委員長1名を指名してその補佐を受ける。
- 3 専門委員会は、付託された専門事項について協議し議長に報告する。
- 4 専門委員会は、必要と認める場合、委員でない専門的知見を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(公開)

第14条 協議会の会議は公開を原則とする。

- 2 会議の開催に関する事項及び議事要旨等については、霞ヶ浦河川事務所ホームページに掲載することにより公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第15条 協議会の会務を円滑に処するため、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所に運営事務局を置く。

- 2 協議会の委員は運営事務局の事務に参加することができる。

(運営事務局の所掌事務)

第16条 運営事務局は、次に掲げる事項に関する事務を行う。

- (1) 会議等（専門委員会を含む。以下同じ）の開催、協議及び進行その他に関する事項
- (2) 会議等の議事録及び議事要旨の作成並びにその公開に関する事項
- (3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

第7章 補則

(要綱施行)

第17条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

(要綱改正)

第18条 この要綱の改定は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。

2 要綱の改定に係る委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採択し、採択した案件については可能な限り速やかに協議する。

附 則

1 この要綱は、平成16年10月31日から施行する。

2 この要綱は、平成17年10月2日から施行する。

第2節 協議会委員名簿

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会・委員名簿

(五十音順)

	氏名	専門分野または所属	住所・所在地
専門家	1 前田 修 ※1	マエダ オサム	湖沼生態学
	2 平井 幸弘 ※1	ヒライ ユキヒロ	自然地理学・環境地形学
	3 川前 政幸 小斉 和宏 ※2	カワマエ マサユキ コサイ カズヒロ	魚類 茨城県内水面水産試験場長
	4 須田 直之	スダ ナオユキ	生物教育学
	5 西廣 淳	ニシヒロ ジュン	植物生態学
団体	1 荒尾 稔	アラオ ミノル	日本雁を保護する会
	2 飯島 博	イジマ ヒロシ	特定非営利活動法人 アサザ基金 代表理事
	3 飯田 農夫男	イダ ノブオ	石岡の自然を守る会 代表
	4 今泉 忠男	イマイズミ タダオ	かずみがうら市漁業協同組合
	5 岩瀬 栄一	イワセ エイチ	沖宿下石田千拓水利組合 組合長
	6 大野 昭一 脇島 善朗 ※2	オオノ ショウイチ ワキシマ ヨシロウ	上大津東小学校PTA 会長
	7 酒井 京司	サカイ キョウジ	JA土浦 田村連根共済部会
	8 瀬古沢 登	セコザワ ノボル	土浦第一漁業協同組合 理事組合長
	9 戸井 要雄	トイ トシオ	沖宿土地改良区 理事長
	10 浜田 忠	ハマダ タダシ	沖宿町消防団 団長
	11 浜田 文男	ハマダ フミオ	湖岸住民の会 代表幹事
	12 浜田 諭吉	ハマダ ユキチ	沖宿町町内会(区) 区長
	13 坂東 秀樹	バンドウ ヒデキ	特定非営利活動法人 エコタウンほこた 代表理事
	14 堀越 昭	ホリコシ アキラ	社団法人霞ヶ浦市民協会 理事長
	15 本間 崇元	ホンマ タカユキ	特定非営利活動法人 水質協会(茨城分室) 理事
	16 横山 鉄夫	ヨコヤマ テツオ	(有)ワールドバスソサエティー(W.B.S.) 会長
	17 吉田 慎也	ヨシダ シンヤ	田村町区
公募委員	18 有吉 潔	アリヨシ キヨシ	土浦市
	19 石川 享市	イシカワ キョウイチ	水戸市
	20 伊藤 春樹	イトウ ハルキ	美浦村
	21 植田 昌明	ウエダ マサアキ	阿見町
	22 大川 幸一	オオカワ コウイチ	土浦市
	23 貝塚 勇	カイヅカ イサム	土浦市
	24 菊地 敏夫	キクチ トシオ	土浦市
	25 古仁所 洋一	コニシヨ ヨウイチ	土浦市
	26 酒井 武一郎	サカイ タケイチロウ	土浦市
	27 清水 浩	シミズ ヒロシ	土浦市
	28 城之内 健一	ジョウノウチ ケンイチ	つくば市
	29 鈴木 康夫	スズキ ヤスオ	石岡市
	30 高野 哲夫	タカノ テツオ	土浦市
	31 高橋 修一	タカハシ シュウイチ	行方市
	32 高村 典子	タカムラ ノリコ	つくば市
	33 滝 雅己	タキ マサミ	土浦市
個人	34 館野 正喜 ※3	タテノ マサヨシ	土浦市
	35 沼澤 篤	ヌマザワ アツシ	土浦市
	36 野原 小右二 ※4	ノハラ コウジ	行方市
	37 羽成 文雄	ハナリ フミオ	土浦市
	38 浜田 越子	ハマダ エツコ	土浦市
	39 浜田 忠良	ハマダ タダヨシ	土浦市
	40 浜田 陽一	ハマダ ヨウイチ	土浦市
	41 藤野 佳織	フジノ カオリ	東京都世田谷区
	42 宮本 暢夫	ミヤモト ノブオ	かずみがうら市
	43 村本 弘章	ムラモト ヒロアキ	かずみがうら市
	44 八島 八郎	ヤシマ ハチロウ	土浦市
	45 安田 麻耶子	ヤスダ マヤコ	潮来市
	46 山根 幸美	ヤマネ ユキミ	土浦市
	47 山本 秀春	ヤマモト ヒデハル	かずみがうら市
	48 吉田 明子	ヨシダ アキコ	土浦市
	49 吉田 幸二	ヨシダ コウジ	阿見町
	50 吉田 智行	ヨシダ トモユキ	土浦市
	51 和田 哲男	ワダ テツオ	阿見町
地方公共団体	1 茨城県 企画部水・土地計画課長		
	2 茨城県 企画部地域計画課長		
	3 茨城県 生活環境部環境政策課長		
	4 茨城県 生活環境部環境対策課長(霞ヶ浦対策課) ※5		
	5 茨城県 霞ヶ浦環境科学センター 副センター長(霞ヶ浦対策課) ※5		
	6 茨城県 農林水産部漁政課長		
	7 茨城県 農林水産部霞ヶ浦北浦水産事務所長		
	8 茨城県 農林水産部水産振興課長		
	9 茨城県 農林水産部農地局農村計画課長		
	10 茨城県 農林水産部農地局農村環境課長		
	11 茨城県 土木部河川課長		
	12 土浦市 環境保全課長		
	13 かずみがうら市環境保全課長 ※6		
関係行政機関	1 国土交通省 霞ヶ浦河川事務所長		
	2 独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長 ※6		

※1：前田委員を会長、平井委員を副会長に選出

※2：第5回協議会(平成17年5月21日)より変更

※3：第5回協議会(平成17年5月21日)にて辞任

※4：第6回協議会(平成17年7月23日)にて辞任

※5：平成17年度より、茨城県生活環境部霞ヶ浦対策課を2組織に編成

※6：平成17年度より、組織名称変更

第3節 役割分担

(1) 自然再生協議会に参加する者の役割

自然再生協議会に参加する者の主に主体的に取り組むべき役割について、基本的な考え方を以下に示した。

- 専門家 : 事業区域に関する科学的知見に明るい専門的な立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング並びに環境学習に参加する。
- 公募委員 : 団体と個人の立場から、国土交通省、県及び市と連携を図りつつ、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング、環境学習並びに広報活動等に参加する。
- 行 政 :
 - ・ 国土交通省 : 河川管理者の立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング、環境学習並びに広報活動に参加し、事業区域内の適正な保全に協力する。
 - ・ 水資源機構 : 霞ヶ浦開発施設の管理者の立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理並びに環境学習に参加する。
 - ・ 茨城県 : 茨城県の広域行政を行っている立場から、計画立案及び協議、環境学習並びに広報活動等に参加し、他の地元の諸計画との調整をする。
 - ・ 土浦市 : 事業地域を含む地方公共団体の立場から、計画立案及び協議、環境管理、環境学習並びに広報活動に参加する。
 - ・ かすみがうら市 : 事業地域を含む地方公共団体の立場から、計画立案及び協議、環境管理、環境学習並びに広報活動に参加する。

(2) 役割分担表

前述の役割分担の基本的な考え方を基に、役割分担を下表に示した。

役割分担表

		計画立案 及び協議	施工	環境管理	環境 モニタ リング	環境学習	広報活動
専門家		○	○	○	○	○	
公募委員	団体	○	○	○	○	○	○
	個人	○	○	○	○	○	○
行政	国土交通省	○	○	○	○	○	○
	水資源機構	○	○	○		○	
	茨城県	○				○	○
	土浦市	○		○		○	○
	かすみ がうら市	○		○		○	○

第4章 その他自然再生事業の実施に必要な事項

第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での自然再生事業の進め方

当地区での自然再生事業の進め方を以下のフローに示すとおりである。

まず協議会において、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担を定めた「自然再生全体構想」を作成する。次に自然再生事業を実施する者（実施者）が、自然再生実施計画の案を作成し、協議会において十分に協議した上で「自然再生事業実施計画」を作成する。

その後、自然再生実施計画に基づいて施工、維持管理等（環境管理、環境モニタリング、環境学習、広報活動等）を実施し、その結果を解析・評価して実施計画にフィードバックする順応的な管理を実施するものとする。

また、上記の過程において、協議会委員相互の情報共有化を図るものとする。

